

滋賀県危機管理センター基本計画  
(案)

参考資料編

平成 24 年 月

滋 賀 県



## 参考資料編

### 目次

第1編 災害対策本部機能検討に関する資料.....	1
1. 災害対策本部の現在の空間配置 .....	1
2. 危機対応に必要な機能 .....	9
3. 全国の傾向 .....	13
4. 先進自治体における危機管理センター設置諸室事例 .....	15
5. 災害対策本部機能に必要な諸室の規模 .....	23
6. 諸室の配置 .....	30
7. 室外の諸設備 .....	39
8. 駐車スペース .....	40
第2編 防災情報機能検討に関する資料.....	41
1. 防災情報機能の検討 .....	41
2. 防災情報機能について .....	42
3. 滋賀県の防災情報機能の現状 .....	47
4. 課題 .....	56
5. 課題解決のための具体化 .....	59
6. 参考事例など .....	81
第3編 研修・交流機能の検討に関する資料.....	93
1. 主な対象者 .....	93
2. プラットフォームについて .....	94
3. 研修等に関する事例 .....	102
4. 交流活動の参考事例 .....	115
5. その他 .....	118
第4編 危機管理センター基本計画策定委員会概要.....	121
1. 危機管理センター基本計画策定委員会検討結果報告書 .....	121
2. 検討委員会設置要綱 .....	126



## 第1編 災害対策本部機能検討に関する資料



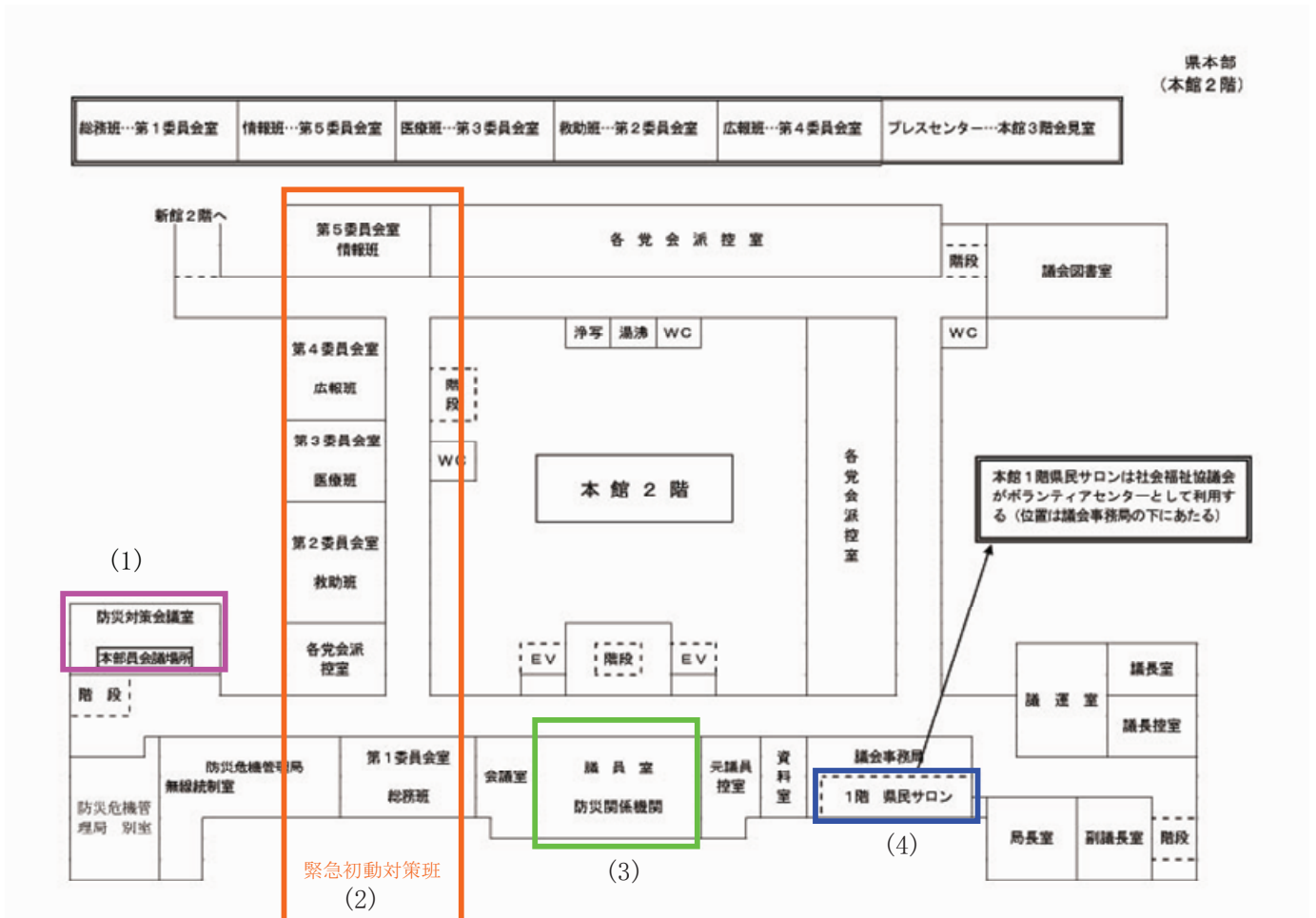
## 1. 災害対策本部の現在の空間配置

滋賀県災害対策本部は、次の基準を満たすとき県庁本館2階に設置されます。

- 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき
- 県下で震度6弱以上の地震が発生したとき
- 気象業務法に基づく暴風、大雨または洪水、その他の警報が発せられて知事が必要と認めたとき
- 大規模な地震、火事、爆発、水難等が発生し、知事が必要と認めたとき

なお、県下で震度5弱以上の大規模な地震が発生した場合には、情報収集、広報、救助、医療救護、給水、生活物資供給等の緊急かつ優先的に対応しなければならない災害応急対策を実施するため「総務班」「情報班」「医療班」「救助班」「広報班」からなる“緊急初動対策班”を置きます。

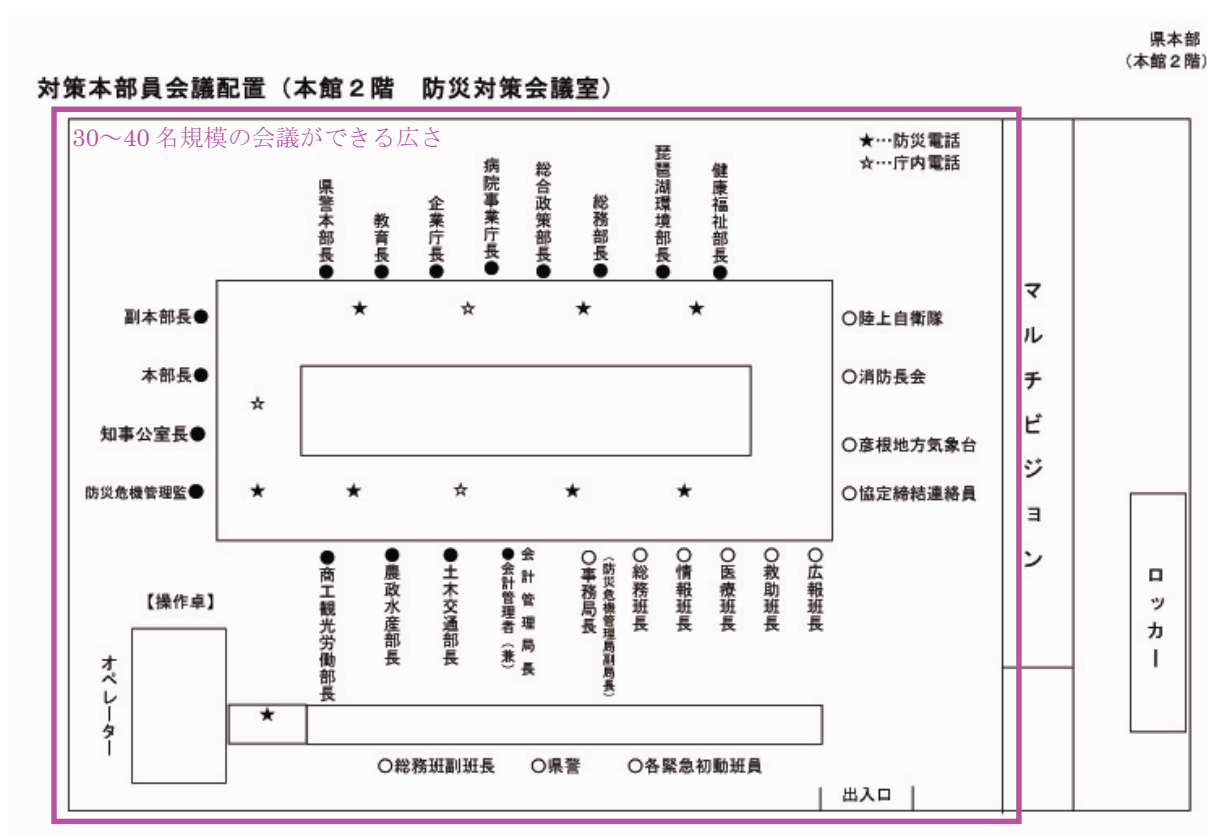
このときの災害対策本部の空間配置を以下に示します。(参照：地震災害対策初動マニュアル)



第1編 災害対策本部機能検討に関する資料

1. 災害対策本部の現在の空間配置

(1) 災害対策本部員会議室





第1編 災害対策本部機能検討に関する資料

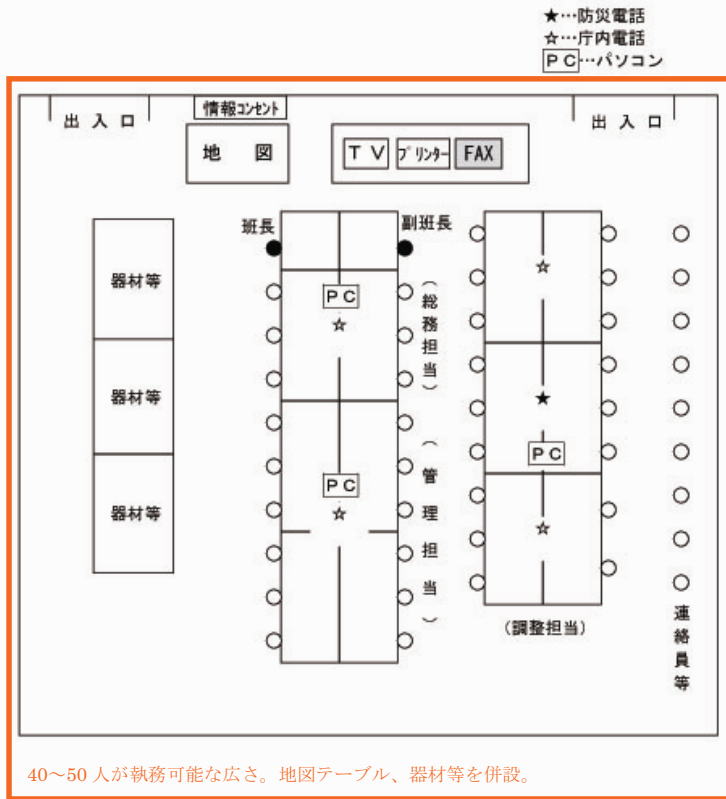
1. 災害対策本部の現在の空間配置

(2) 緊急初動対策班

■ 総務班、情報班

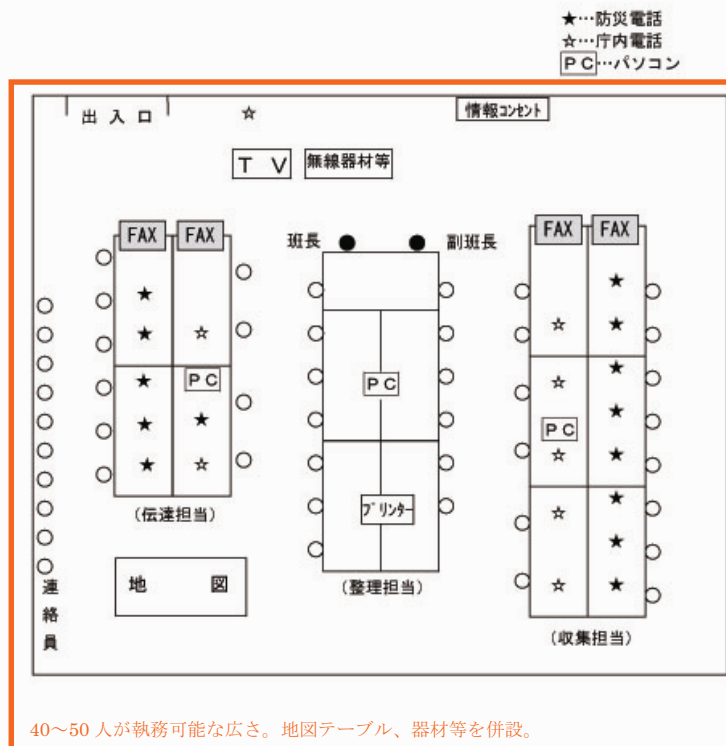
県本部

**総務班** 本館2階第1委員会室



県本部

**情報班** 本館2階第5委員会室



第1編 災害対策本部機能検討に関する資料

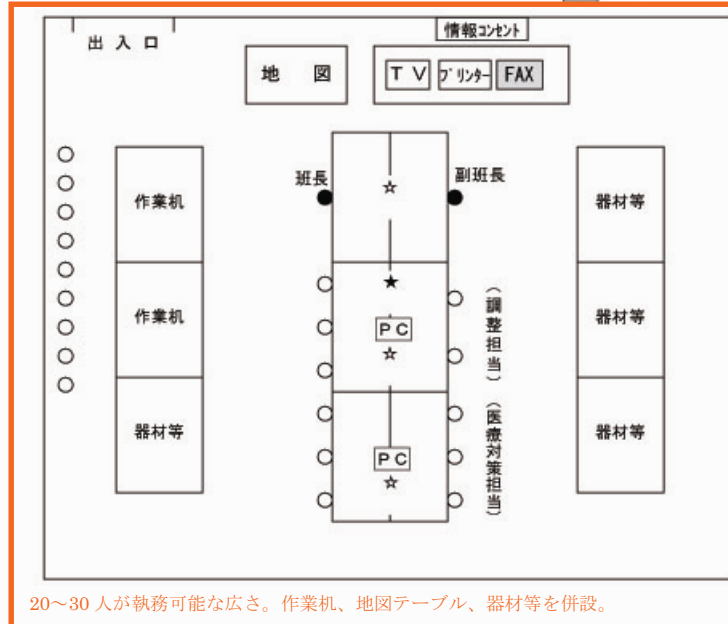
1. 災害対策本部の現在の空間配置

■医療班

県本部

**医療班** 本館2階第3委員会室

★…防災電話  
☆…庁内電話  
PC…パソコン

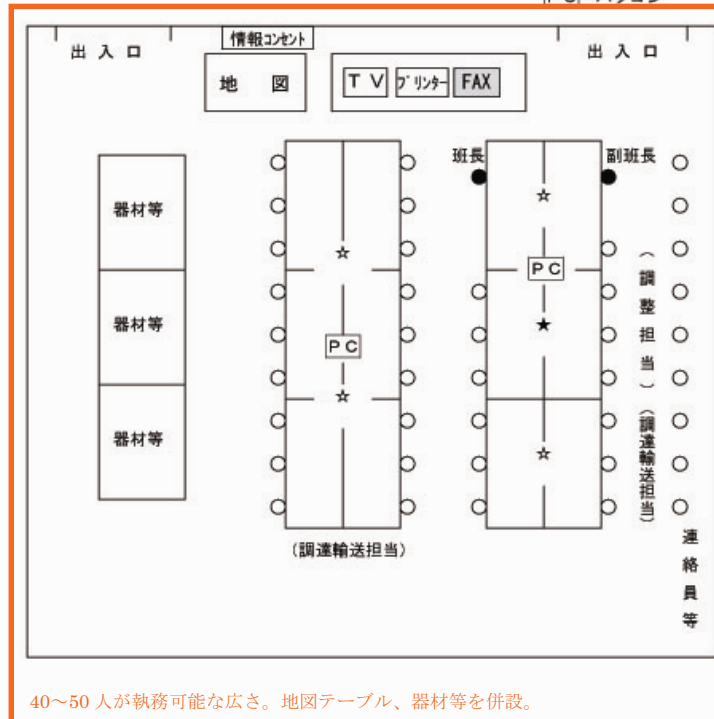


■救助班

県本部

**救助班** 本館2階第2委員会室

★…防災電話  
☆…庁内電話  
PC…パソコン



第1編 災害対策本部機能検討に関する資料

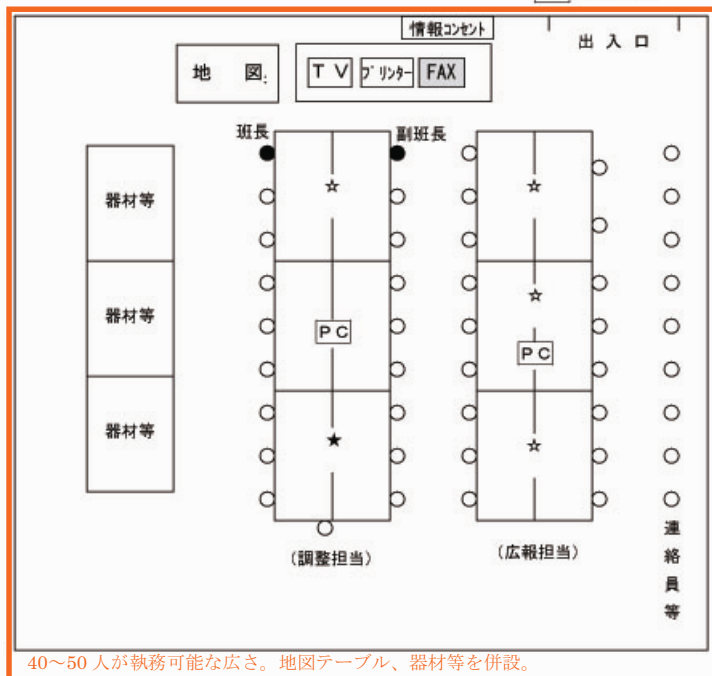
1. 災害対策本部の現在の空間配置

■ 広報班

県本部

**広報班** 本館2階第4委員会室

★…防災電話  
☆…庁内電話  
PC…パソコン

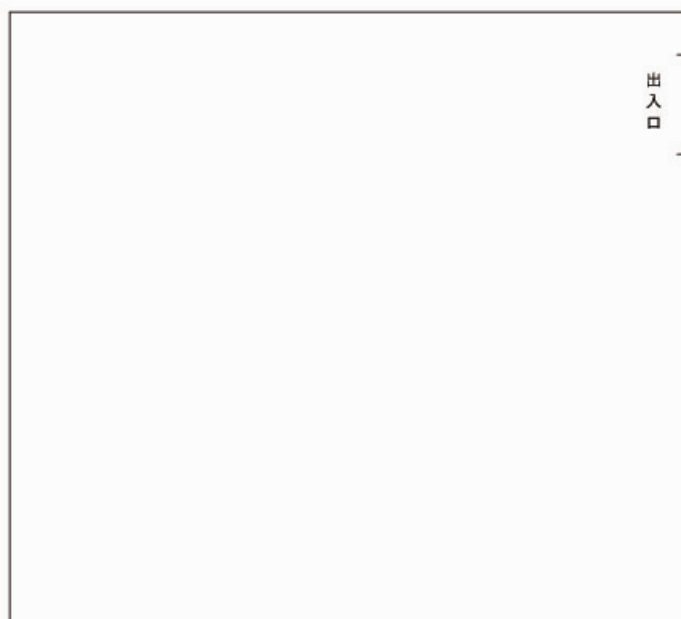


40～50人が執務可能な広さ。地図テーブル、器材等を併設。

■ プレスセンター

県本部

**プレスセンター** 本館3階 会見室

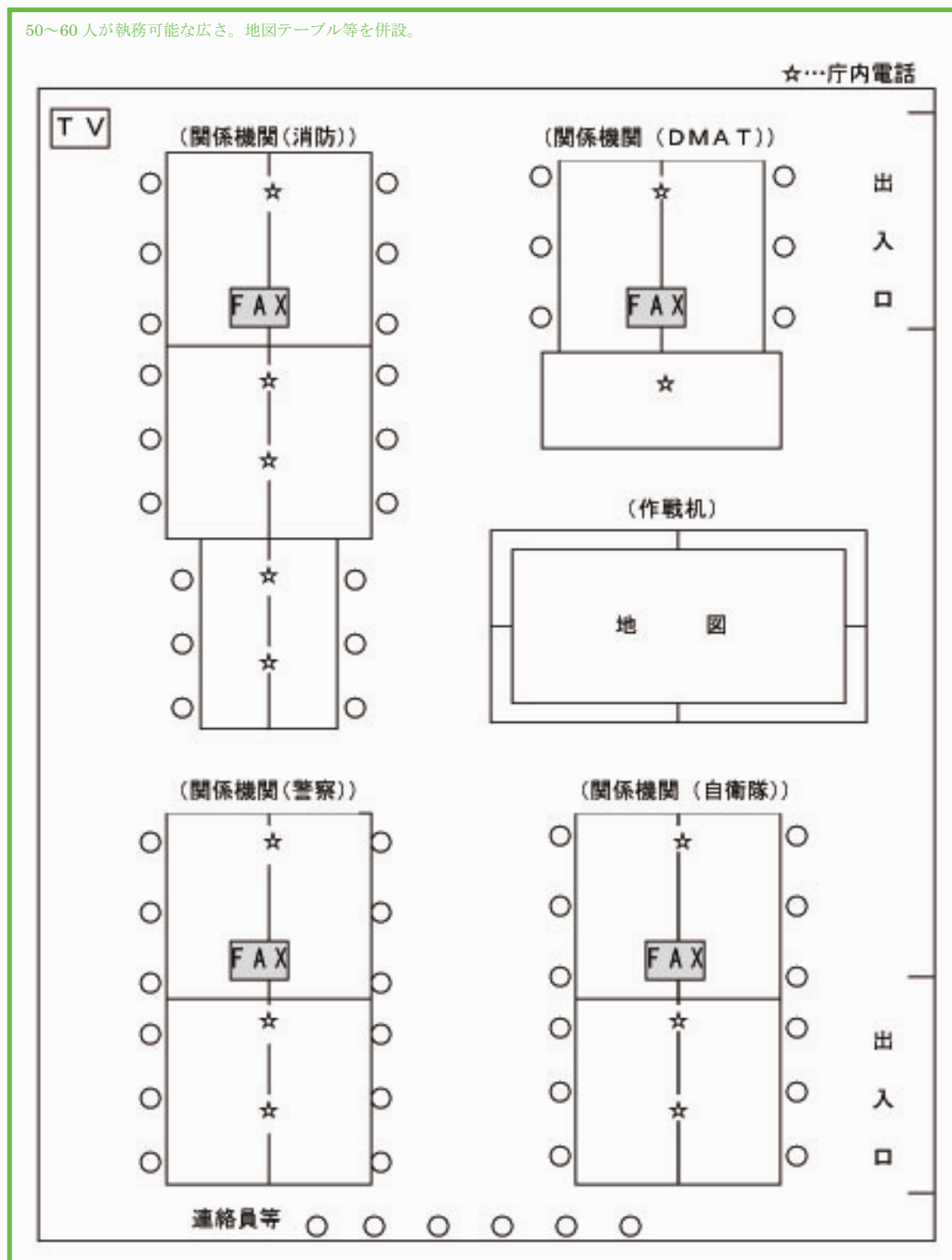


(3) 防災関係機関諸室

県本部

**防災関係機関** 本館2階議員室

50～60人が執務可能な広さ。地図テーブル等を併設。



第1編 災害対策本部機能検討に関する資料

1. 災害対策本部の現在の空間配置

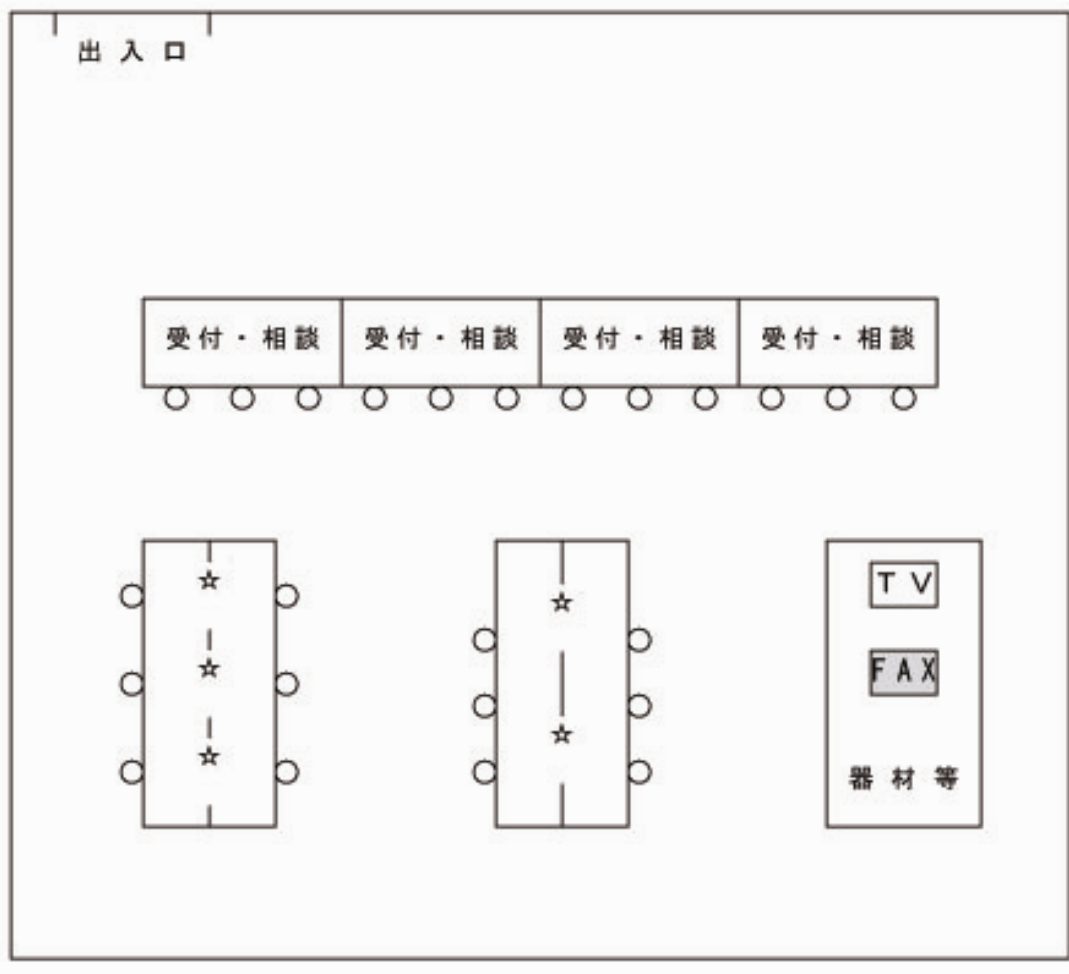
(4) 社会福祉協議会（ボランティアセンター）

県本部

**社会福祉協議会**  
**(ボランティアセンター)** | 本館1階県民サロン

20～30人が執務可能な広さ。受け入れスペース、機材等を併設。

☆…庁内電話





## 2. 危機対応に必要な機能

危機管理センターに求められる機能、危機管理事案によって必要とされる機能などについて、先進研究事例などをもとに整理しました。

### (1) 地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会資料

総務省消防庁が立ち上げた「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」において公表された平成19年度報告書（都道府県における総合的な危機管理体制の整備）では、危機管理センターに求められる機能など、次のような事例を紹介しています。

#### ①危機管理センターの定義

危機管理センターとは、全庁的に対応するために対策本部を設置するような危機の発生時において、情報を収集・整理・伝達するために設けられている場所であって、必要な機能を果たすための一定の設備を備えているものをいうこととする。

#### ②危機管理センターに求められる機能

- ・ 職員が緊急参集し、対策本部等を開催するための場を確保する機能
- ・ 情報の収集と共有、伝達を行う機能
- ・ 対応方針・対処措置の意思決定を行う機能
- ・ 被災時等においても上記の機能を果たすことができる機能

#### ③危機管理センターに求められる構造・設備

- ・ ラジオ、テレビ、マルチスクリーン等のAV機器
- ・ PC、プリンタ、電話、FAX、コピー機等の事務機器・事務用品
- ・ 各種の多重化された情報・通信機器類
- ・ 24時間持続的な稼働に対応するための専用空調設備、電源設備（無停電電源装置等）
- ・ 耐震性を確保した壁面、機器の転倒防止等の措置

#### ④取組事例

##### ○秋田県

平成12年に「災害対策本部室」等の防災専用フロアとして整備

（災害対策本部長室、防災情報統制室、連絡員室、待機室、通信機械室、通信管理室等）

（主な特徴）

- ・ 150インチの大型マルチスクリーンや24インチの9面ディスプレイモニタ、気象情報の受信装置、防災情報処理装置、ファクシミリ、プロジェクター、作戦台等を整備

##### ○佐賀県

平成18年10月に危機管理の拠点として「危機管理センター」を設置

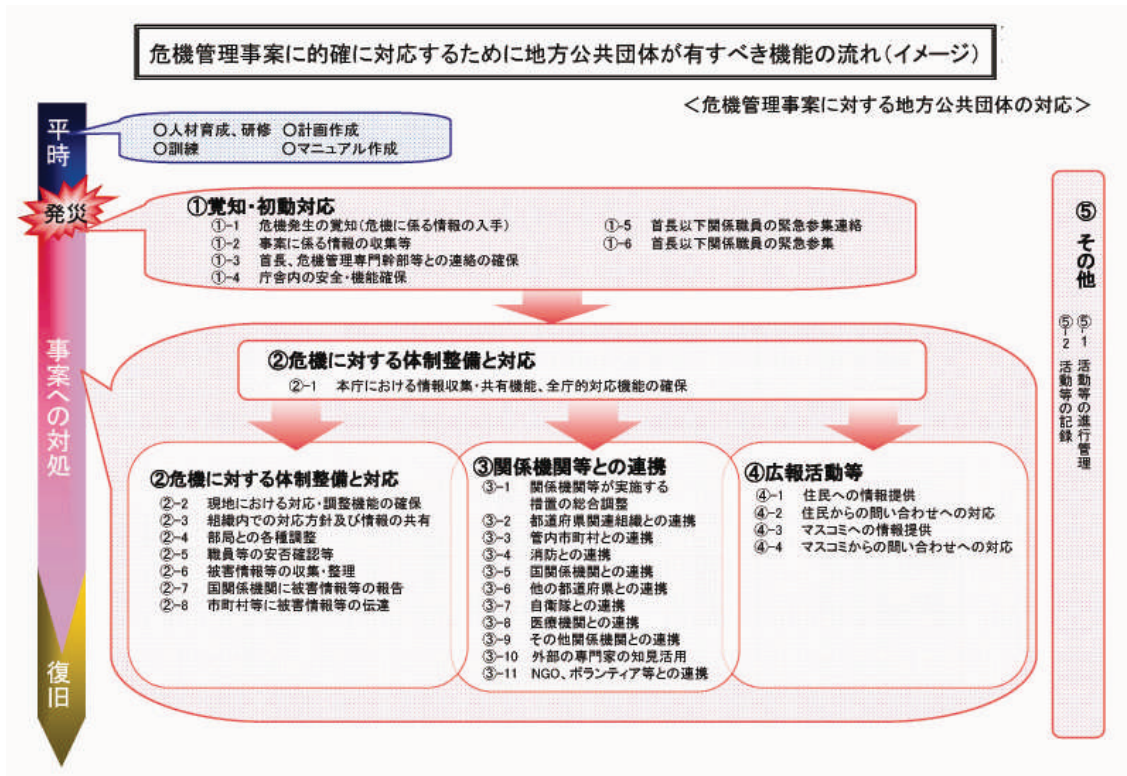
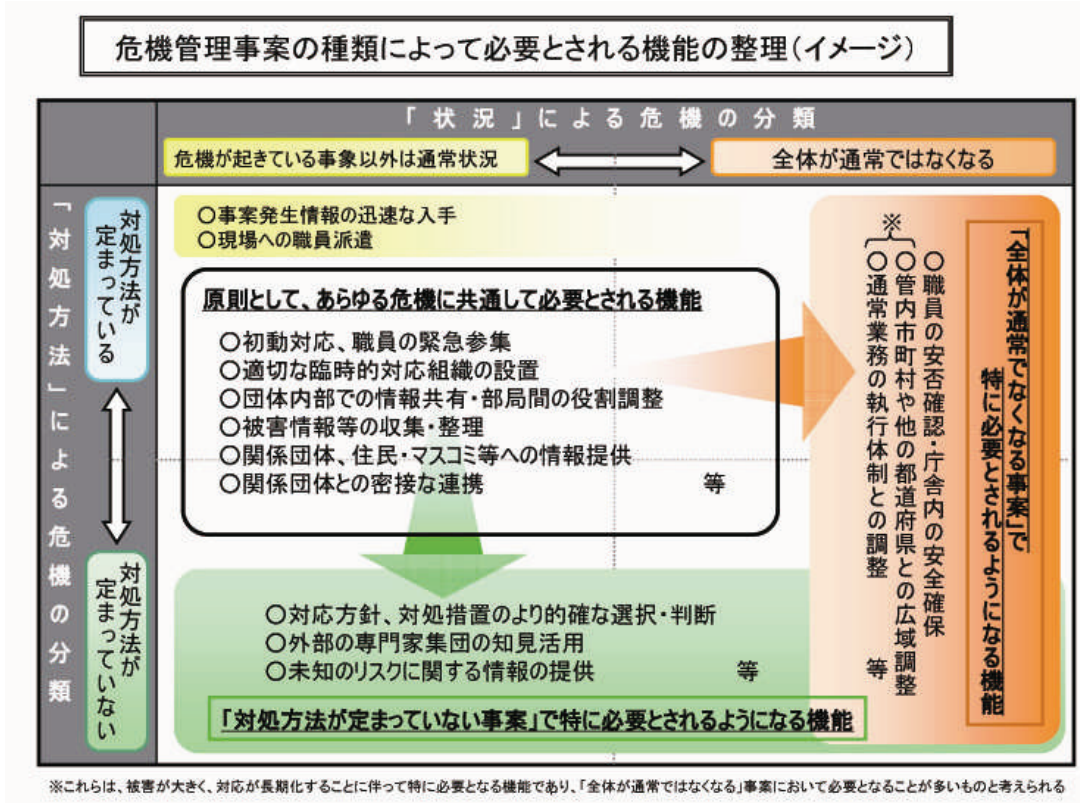
（主な特徴）

- ・ 災害時のボランティア活動が円滑に実施できるよう、連絡・調整をするための「ボランティアゾーン」を全国で初めて設置
- ・ 防災対策の状況などをリアルタイムで情報提供するための報道機関等のためのスペース「メディアゾーン」を全国で初めて設置

第1編 災害対策本部機能検討に関する資料

2. 危機対応に必要な機能

- ・ FOMAを用いた現場からの映像や国土交通省の道路映像、ヘリテレ映像等を大画面映像装置でリアルタイムの映像表示 (ex. 国土交通省からの道路ライブカメラは県内約 60 箇所 に設置)





(2) 危機対応に関する要求事項

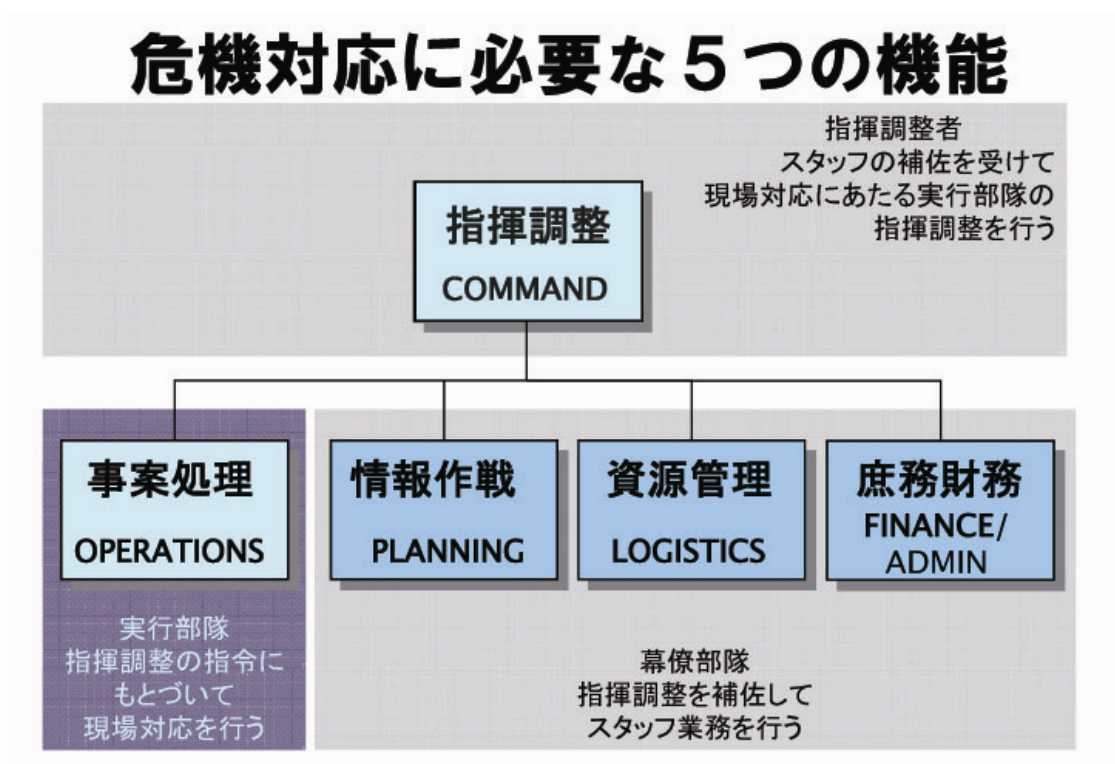
社会セキュリティ-危機管理-危機対応 (ISOpreFDIS22320) における指揮・調整システムでは、次の要件が満たさなければならないとされています。

- 危機の種類や関与する組織に合わせて、拡大・縮小できる。
- あらゆる種類の危機に適応できる。
- 様々な危機対応組織および関係機関を統合することができる
- 危機の展開、ならびに危機対応の結果に対して柔軟に対応できる。

また、指揮・調整プロセス内では、主要な役割および責務は、危機の規模に応じたものであることが望ましく、少なくとも、次の機能を含むことが望ましいとされています。

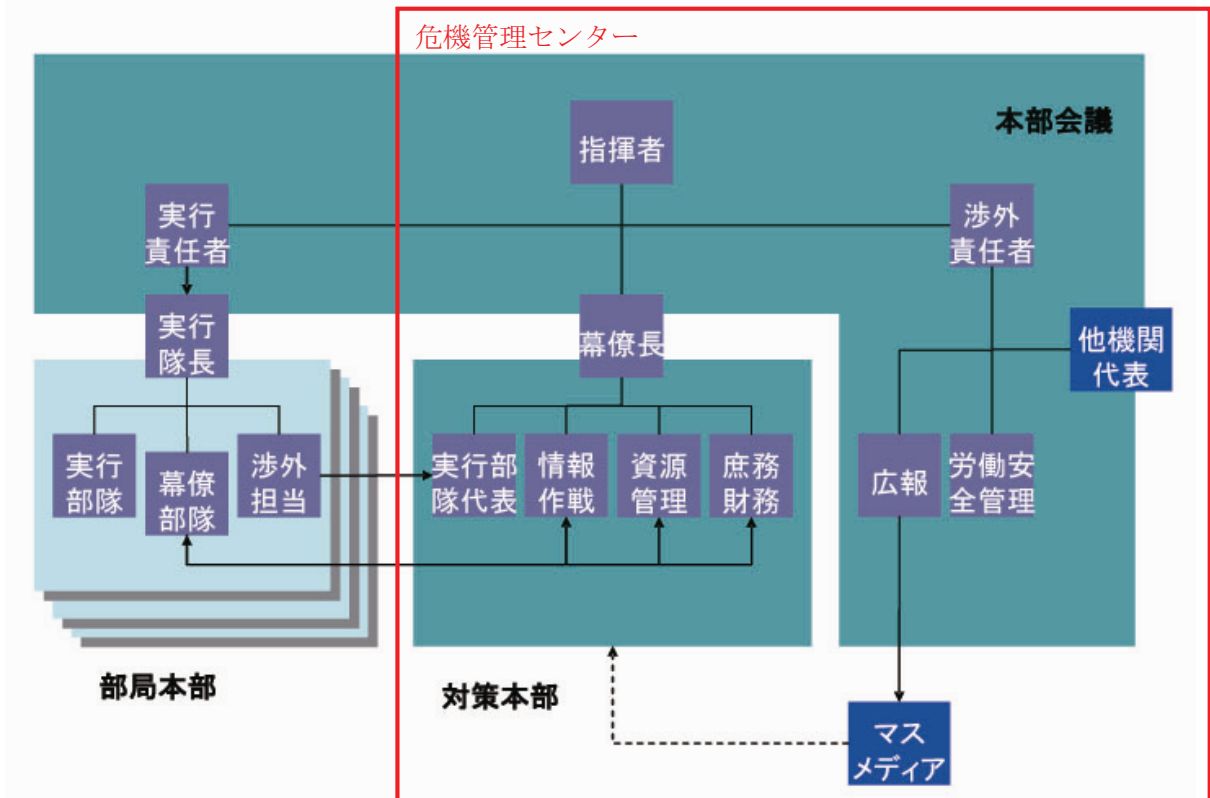
- a) 要員人事、庶務、財務
- b) 状況の認識、および予測
- c) 事案処理活動 (計画策定、意思決定、記録作成、実施)
- d) 後方支援機能
- e) マスメディアおよび報道対応
- f) 通信および伝送
- g) 連絡調整機能 (例：危機対応組織と NGO との間)
- h) 警報発信および窓口対応機能 (例：一般の人々への情報提供)
- i) 保安安全管理機能 (例：現場要員の安全衛生)

(3) 危機対応に必要な機能



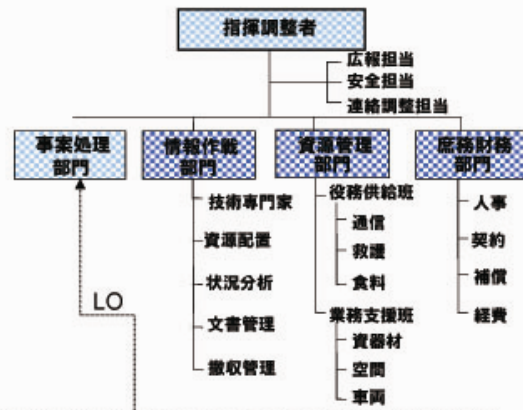
※林委員長資料より

## 効率的な危機対応を行うために必要な機能

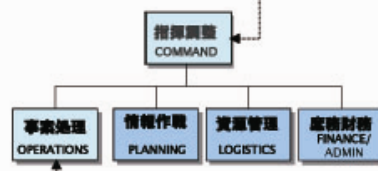


## 災害対策本部の階層性

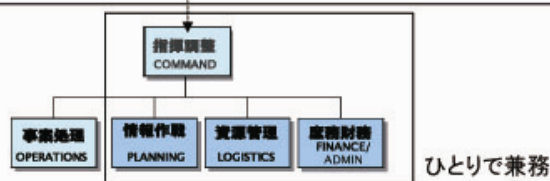
**EOC** レベル3：  
全庁対応  
《戦略決定》：総合調整  
活動方針・資源配分



**DOC** レベル2：  
部局対応  
《戦術決定》：調整・段取り  
与えられた資源での目的達成法



**ICP** レベル1：  
現場対応  
《課題解決》：工夫  
任務遂行・攻め口



第1編 災害対策本部機能検討に関する資料

3. 全国の傾向

### 3. 全国の傾向

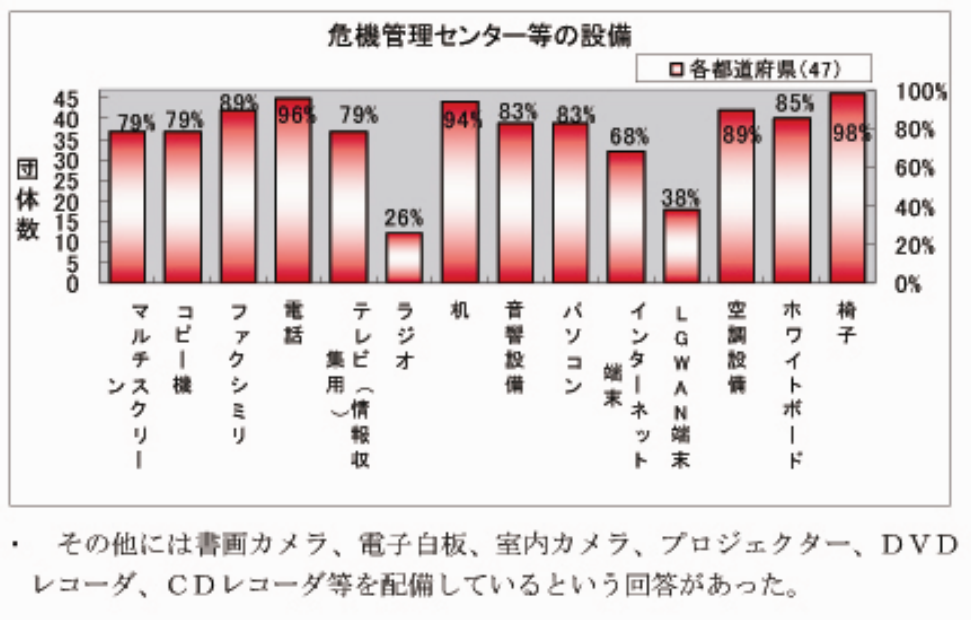
都道府県の災害対策本部は、庁舎内に設置される事例が多くなっていますが、埼玉県や阪神淡路大震災を経験した兵庫県など、単独建物（独立庁舎）を利用している事例もあります。

都道府県名	本部設置場所	備考
北海道	庁舎内	
青森県	庁舎内	
岩手県	庁舎内	
宮城県	庁舎内	危機管理センターは本部事務局の利用
秋田県	庁舎内	
山形県	庁舎内	
福島県	庁舎内	東日本大震災時は自治会館
茨城県	庁舎内	
栃木県	庁舎内	危機管理センターは本部事務局の利用
群馬県	庁舎内	地域防災センターは本部機能を代替する施設
埼玉県	危機管理防災センター（独立庁舎）	H23. 3. 14 より運用、地上 2 階
千葉県	庁舎内	
東京都	防災センター（庁舎内）	
神奈川県	庁舎内	総合防災センターは本部機能を代替する施設
新潟県	危機管理防災センター（庁舎内）	
富山県	庁舎内	
石川県	庁舎内	
福井県	総合防災センター（庁舎内）	
山梨県	庁舎内	
長野県	庁舎内	
岐阜県	庁舎内	防災交流センターは本部機能を代替する施設
静岡県	危機管理センター（庁舎内）	
愛知県	庁舎内	自治センターは本部機能を代替する施設
三重県	庁舎内	
滋賀県	庁舎内	
京都府	庁舎内	
大阪府	庁舎内	
兵庫県	災害対策センター（独立庁舎）	H12. 8. 22 より運用、地下 1 階地上 6 階（H19 増築）
奈良県	庁舎内	
和歌山県	防災センター（庁舎内）	
鳥取県	庁舎内	
島根県	庁舎内	
岡山県	防災・危機管理センター（庁舎内）	
広島県	危機管理センター（庁舎内）	
山口県	庁舎内	
徳島県	庁舎内	防災センターは本部機能を代替する施設
香川県	庁舎内	
愛媛県	庁舎内	
高知県	庁舎内	
福岡県	庁舎内	
佐賀県	危機管理センター（庁舎内）	
長崎県	庁舎内	
熊本県	防災センター（庁舎内）	
大分県	防災センター（庁舎内）	
宮崎県	庁舎内	
鹿児島県	庁舎内	
沖縄県	危機管理センター（庁舎内）	

※各都道府県ホームページ、地域防災計画および国民保護計画参照（平成 23 年 7 月現在）

また、総務省消防庁が立ち上げた「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」において公表された平成19年度報告書（都道府県における総合的な危機管理体制の整備）よれば、全国の危機管理センター等は、次のような傾向があります。

- 危機管理センター等が本庁舎外にある団体について、本庁舎から危機管理センター等の設置されている場所までの距離は平均で約107mとなっている。
- 庁舎の階数は平均で約11.8階建てとなっており、危機管理センター等は約4.4階に配備されている。
- 危機管理センター等の面積の全国平均は約406㎡となっている。
- 危機管理センター等の非常用電源設備の使用可能時間についての全国平均は約50時間であった。
- 全団体では約57%が危機管理センター等の施錠を行っている。
- 施錠をしている団体のおよそ半数が鍵を複数箇所で保管している。
- 危機管理センター等の鍵の保管は、危機管理担当課又は守衛室において実施する団体が大半を占めている。
- 危機管理センター等の要員のために平均で約2.8日分の備蓄をしている。
- 組織として備蓄するだけでなく、各職員に対して勤務場所に備蓄させている団体も見られた。
- 危機管理センター等の設備は以下のとおり。



※データは全て、全国47都道府県を対象とした平成19年8月1日を基準としたもの